

2023年1月6日

投資家の皆さまへ

HSBCアセットマネジメント株式会社

「HSBC新BRICSファンド」
信託約款の変更決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「HSBC新BRICSファンド」（以下、「ファンド」といいます。）の信託約款の変更につきまして、2022年11月28日（異議申立基準日）時点の受益者の皆さまを対象に、信託約款の変更に関する異議申立ての受付を行いました。

その結果、異議申立てされた受益者の受益権口数は異議申立基準日現在の受益権総口数の2分の1を超えませんでした。

したがって、ファンドは当初の予定通り信託約款を変更し、2023年2月3日より適用することになりましたので、お知らせいたします。

引き続き、弊社投資信託をお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具



<ご参考>

追加型証券投資信託〔HSBC新BRICSファンド〕約款

新	旧
<p><ファンド名称> HSBC <u>新BRICS</u> ファンド</p>	<p><ファンド名称> HSBC <u>新BRICS</u> ファンド</p>
<p>追加型証券投資信託 HSBC <u>新BRICS</u> ファンド －運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>①主に、<u>BRICS</u> (ブラジル、インド、中国) 諸国の株式等を主要投資対象とする別に定める投資信託証券に投資します。また、<u>BRICS</u> 諸国の株式等を主要投資対象とするETF (上場投資信託) にも投資することがあります。</p> <p>②上記①の投資信託証券への投資にあたっては、<u>BRICS</u> 諸国の株式等をそれぞれ主要投資対象とする投資信託証券に概ね均等に投資します。</p> <p>③～⑥<省略></p>	<p>追加型証券投資信託 HSBC <u>新BRICS</u> ファンド －運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>①主に、<u>BRICS</u> (ブラジル、ロシア、インド、中国) 諸国の株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、<u>BRICS</u> 諸国の株式等を主要投資対象とするETF (上場投資信託) にも投資します。</p> <p>②上記①の投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の組入比率を高位に保つことを基本とします。なお、ETFの組入れは低位とします。</p> <p>③～⑥<同左></p>
<p>追加型証券投資信託 HSBC <u>新BRICS</u> ファンド 約 款</p>	<p>追加型証券投資信託 HSBC <u>新BRICS</u> ファンド 約 款</p>
<p>[信託報酬等の額および支弁の方法]</p> <p>第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の130</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②③<省略></p>	<p>[信託報酬等の額および支弁の方法]</p> <p>第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の135</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②③<同左></p>
<p>≪付 表≫</p> <p>【別に定める投資信託証券】 運用の基本方針および投資信託約款第21条第1項の「別に定める投資信託証券」は次のものをいいます。 ・ルクセンブルグ籍証券投資法人 (米ドル建) HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity</p>	<p>≪付 表≫</p> <p>【別に定める投資信託証券】 運用の基本方針および投資信託約款第21条第1項の「別に定める投資信託証券」は次のものをいいます。 ・ルクセンブルグ籍証券投資法人 (米ドル建) HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity</p>

<p>H S B C グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity H S B C グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity H S B C グローバル・インベストメント・ファンド B R I C マーケッツエクイティ※ ※売却が完了したら付表から削除します。</p>	<p>H S B C グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity H S B C グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity H S B C グローバル・インベストメント・ファンド B R I C マーケッツエクイティ <u>クラスJ1C</u></p>
<p>【別に定める取得申込の受付不可日・一部解約の受付不可日】 投資信託約款第13条第1項、第46条第2項の「別に定める受付不可日」は次のものをいいます。 ・ブラジルの証券取引所の休場日 <削除> ・イギリスの証券取引所の休場日（半休日を含みます。） ・インドの証券取引所の休場日 ・香港の証券取引所の休場日 ・ルクセンブルグの銀行休業日</p>	<p>【別に定める取得申込の受付不可日・一部解約の受付不可日】 投資信託約款第13条第1項、第46条第2項の「別に定める受付不可日」は次のものをいいます。 ・ブラジルの証券取引所の休場日 ・<u>米国の証券取引所の休場日</u> ・イギリスの証券取引所の休場日（半休日を含みます。） ・インドの証券取引所の休場日 ・香港の証券取引所の休場日 ・ルクセンブルグの銀行休業日</p>